

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月二十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

### 佐賀県人事委員会規則第十七号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和六十年佐賀県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第十七の2短大卒の一短大3卒の項中(21)を(22)とし、(20)を(21)とし、(19)を(20)とし、(18)を(19)とし、(17)を(18)とし、(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、(12)の次に次のように加える。

(13) 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限3年以上のものに限る。）の卒業

別表第十七の2短大卒の二短大2卒の項の(14)中「歯科衛生士法」を「平成16年文部科学省厚生労働省令第5号による改正前の歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和25年文部省・厚生省令第1号）」と改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。